

第9回自治基本条例策定検討町民会議記録（第1グループ）

メンバー 町民会議：三津橋英実、古屋寛子、今井宏、我孫子洋昌

職員 P：堀北主幹、斉藤主査

事務局：長岡主幹、羽場主任

第1グループ討議経過

条例の目的の定め方について

条例の目的として町民のまちづくりに対する責務を強調し「みんなでこんな町を目指していくために、こんなこと（尊重、助け合い、考え、行動）をしましょう」ような条例なのか、それとも町民がこんな町にしたいと考え、行動し、具体化しようとする時に町長、議会、行政がどのような役割や責任を果たすかをルール化するためのものなのかを議論

- ・町民には「まちづくりをこのように進めましょう。まちづくりの理念を」的な表現が受け入れやすいが、町民に責務を課することが目的に入るのはどうなのか
- ・下川には「活動しようとする町民」に対して行政などがどうするかを条例化するのが合致しているのでは
- ・行政主導の現在から住民自治に転換していくために町長、議会、行政はどんな支援、役割などを担うかを条例にするべき
- ・町民の役割～「役割」の意味合いで「責務」も包括的できるのではないか
- ・ことばの表現は、もう少し柔らかくすべき
- ・「協働によるまちづくりを推進」は意志決定が遅くなるが、今後の課題解決に欠かせない事項である
- ・「下川町の自治の確立」の下川町の表現～行政に限らない解説が必要

定義について

- ・「執行機関」の定義は～公区なども含むか？
- ・「町民」の定義が必要となる 住所がある人 or 通勤者、通学者含む？
- ・「協働」の定義の議論を

基本理念について

- ・体系化については神原私案に従って良い
- ・基本理念には第8章 公正の確保を入れるべき ～ 下川の状況に合わせた項目で

位置づけ

- ・条例の位置づけ「最高規範」を第1章に位置づけることは下川らしい条例となる

その他

- ・もう少し柔らかい表現を

第9回自治基本条例策定検討町民会議記録（第2グループ）

メンバー 町民委員～川島里美、小日向昭、小倉龍生
職員 P～武田主幹、高橋主査、今井主査
事務局～田村主査、蓑島主事

案件

（条文の検討について）

【第1章関係】

- ・町民がまちづくりをして貰うための仕組み、まちづくりをやっていこうとするものか、責任まで規定するか、責任、権利の扱いをどうするかで、これ以降の条文が変わってくる。まずはどういう条例にしていくか。
- ・下川町はまちづくりに向かっている人が多いから、まちづくり中心では無い方が良いのでは？
- ・行政から言えば、情報公開や審議会の在り方など、現行では反省点がある。そういった部分をルール化+町民の責任までいくかどうか。
- ・町民の方が参加しやすい形へ
- ・役割を与えることにより、押し付けになるのは良くないと思う。
- ・行政はこの条例をもとに動いていく。
- ・どういう風に住民自治を根付かせていくか？
- ・責任、義務とまではいけないと思う。
- ・まちづくり条例は町民視点、自治基本条例は行政の視点ともいえる。
- ・大都市と小規模自治体ではまた状況が違う。
- ・小さいからこそできることもある。
- ・行政に任せるといっても信頼の一任かそうでない一任かもある。
- ・全てにおいて任せてはダメだからこれを作る。意識が変わっていく方向へ。住民は変わらなくてはならないことに気が付いていない。条例の名前も堅い。最近、幼児センターの問題も出ている。
- ・ルール化されればその様なことも起こらない。
- ・目的はあくまで自治の確立を目指すのか、現在、確立していない訳ではない。自治の形を向上させることではないか。
- ・分権により、自己決定、自己責任の時代となっている。
- ・自治はあるが脆弱なところがある。地域によっては助け合いがあったり、なかったりとバラツキがある。
- ・「自治」という表現はやはり入れなくてはならないか？「協働」ストレートで良いのかとも思う。

- ・この条例は初めて作るものであり、わかりやすく親しみの持てるものでなければ。
- ・「協働」、広い意味で捉えられるもの、最初のままではなく、成長させるものに、どうしても解りづらかったら変えていけばいい。
- ・全体的なニュアンスがみんなに伝わるものを解りやすく。
- ・結局は地域を良くしたいということ。
- ・「自治の確立」というよりは、「自治の実現」という表現の方が良いか？
- ・「町民」と「住民」という表現に関することでもあるが、将来的には交流人口が増えてくる。そういう人も含めた視点もあるのでは？そういう人も参加して良いと思う。
- ・それについては定義の中で位置付けられる。
- ・「基本的な原則」か「基本原則」か、これ以降の条文の内容によって検討が必要。
- ・「町政運営」の表現、まちづくり条例か自治基本条例かで変わる。目的をどう置くか？
- ・遠軽町のものはわかりやすい。行政としてはどう考えているのか？
- ・町民の責務までは考えていない。町民の皆さんが動きやすい形。
- ・まずは、仕組み、ルールを明確に。
- ・「協働」を使うとなれば、町民視点と行政視点の中間の考え方が良いと思う。
- ・文章表現だが、「～を図る」ではなく、「～する」とかの方が良いのでは。
- ・「町政運営」は別の表現に。「自律」という言葉はどうか？「自律を目的とする」とか？
- ・下川町での意味合いは、当分の間は合併しないで単独町としていく、という様なニュアンスでもあるので、この条例の性格には合わないかもしれない。
- ・それでは、第1条について、一行ずつ検証していきたい。

(第2グループまとめ)

【第1条関係】

- ・「町政運営」 「下川町の自治」
- ・「基本的な原則」 これ以降の条文内容により検証
- ・「自治の確立を図ることを目的とします。」 (案)「自律を目的とします。」～未確認
- ・この条例の方向性としては、行政運営とまちづくりの中間的な考え方。

【第2条関係】

- ・定義 (案)「協働」、「自治」、「町民」、「執行機関」、「自律」について

第9回自治基本条例策定町民会議記録（第3グループ）

メンバー 町民会議：濱下伸一郎、押田志穂

職員 P：市田主査、大野主任

事務局：総務課長、木原主査

（下川町が目指すべき条例タイプについて議論）

- ・まずは、目指す方向性が変わると次に進んでいけない。下川としては、どういたものを目指すのか。
- ・まちづくり基本条例の方が馴染みやすいのではないのか。町民もまちづくりに対して責任を負うべきと思う。
- ・神原先生の私案は、自治体運営の基本的なものを定めたもので、議会と行政に縛りを設けるもの。住民の行動はあくまで自由領域である。まちづくりタイプよりは、神原私案的なものの方がいいのではないのか。
- ・現状を考えると、いきなり住民に責務を課すようなものはできないのではないのか。
- ・まずは行政側が、住民が参加できるような体制を整えて、参加機会の保障や情報共有の方法をしっかりとすることにより、そのルールに触発されて住民参加によるまちづくりが行われていくのではないのか。
- ・当然、住民には権利、役割、義務があるが、義務の部分を責務としてうたうのはどうか。行政、議会、町長には当然責務はある。
- ・まずは、自治体のルールから。そうしていけば住民の意識も上がってくる。
- ・公区の活動を活発化させるための行政の責務も出てくる。職員には責務を課すべき。地域担当者職員制度で地域に入って、活動を誘発させるということもある。
- ・段々と理解されていけば、まちづくりに対して、住民に責務を課すようなものに改正していてもいいのではないのか。
- ・町民の意見を聞くということが大事。まずは参加してもらい、議論して理解を得られれば、自分達も決めたことなんだからと、住民の側にも主体性が生まれるのではないのか。行政の運営ルールがきちんとして動けば、住民もついていくようになるのでは。
- ・住民への権利をたくさん保障することにより、それが協働に結びつくと思う。
- ・そうやって意識の底上げをすることにより、責務を課すことができていくと思う。
- ・行政、議会を縛り、住民には権利を与える。住民の権利を保障するのが最大の目的ではないのか。
- ・住民に対する説明会なども、今までは行政の一方的なものが多かった。住民の権利を保障することにより、住民参加の機会が増える。
- ・これまでの議論からいくと、第2グループの結論としては、議会、行政のルールを定める条例とする。

自治基本条例策定のに関してこれまで出された意見のまとめ

(町民会議、職員P、職員職階別、各課、商工会青年部、町民意見交換)

まちづくり全般

- ・ 林業のまちと言うが良く分からない
- ・ 町が何を大切にしているのか分からない
- ・ みんなが望む下川町のかたちはどんなものなのか
- ・ 「まち」という名の家族になりたい
- ・ 下川町の特性を生かしたまちづくりがされているのか(資源の活用)
- ・ 地域内で金が循環する仕組みが必要
- ・ 小さい町だからこそできることがある
- ・ みんなそれぞれ出来ることがあって、下川に住んでいる人それぞれ必要な人間で財産である。使命感を持って町で暮らす。
- ・ 誰もが生き甲斐を持って過ごすことのできるまち
- ・ 住み続けることのできるまち。地域をどう守るか
- ・ 町民憲章との関係はどうなるのか
- ・ 森林を核とするまちづくりを町全体で共有するための啓発や学校教育につなげたい
- ・ 町民みんなが町を経営するという気持ちにならなければいけない
- ・ 災害のない安全安心な地域、子供から高齢者まで
- ・ 過去の(まちづくり、産業等)の伝承と語り継ぐ教育。下川の歴史的な流れを学習し、町に対する愛着を持つべき
- ・ 胸を張り下川町を語れる町
- ・ 地域のつながりの大切さ、地域で子供達を育てる大切さ
- ・ 市町村合併問題の不安を抱えたままで自治基本条例を検討することへの疑問
- ・ 前文に町の目標を記載するが、行政・議会が将来どんな町にしたいか示すべき
- ・ 若い人も高齢者もいる地域づくり
- ・ 子供達が学校や家庭以外からも道徳を学び得るような地域づくりが必要
- ・ 下川らしい独自の世界を築くことが必要
- ・ 町民の意見を取り入れてまちづくりを進めるのは住みやすい町だと思う
- ・ 官民共同での人材育成することが大事
- ・ 住民意識を高める啓発の場の創設が必要
- ・ みんながこれからの下川をどうするのか考えてほしい

定義に関する意見

- ・ 「協働」の意味を定義する必要がある
- ・ 行政用語は理解できない。分かりやすい言葉で

情報に関する意見

- ・情報を町民に伝える方法の検討（広報のあり方、現行制度の検証、新たな情報提供の方法、リアルタイムな提供、事業所等に掲示板の設置、HPの更新が課によってまちまち、）
- ・役場の業務内容が分からない
- ・町の状況が理解されていない
- ・どこまでを住民に伝えていいのか分からない
- ・情報が分散化されていて住民が不便
- ・住民が望む情報と役場が発信する情報に差がある
- ・行政に都合の悪い情報を出していない
- ・税金が何に使われているのか分からない
- ・施策の効果が分からない
- ・施策の決定までにどんな議論がされ、情報が共有されているのか
- ・予算がどうやって決まっているのか分からない。
- ・行革の効果が分からない
- ・住民が必要な時に情報を得られる仕組みが必要
- ・積極的な公開が必要
- ・意見、質問に対する行政の回答は、形式張っていて踏み込んだものがない
- ・色々なことを共有することが大事
- ・行政の情報は分かりにくい。もっと分かりやすく
- ・町の厳しい状況の説明が必要
- ・下川新聞を導入してはどうか
- ・情報提供は一度だけでは理解されないなので、必要なものは再周知が必要

住民参加に関する意見

- ・住民の意見はどの様に反映されているか明確でない
- ・無関心層が多く決まった人しか参加していない
- ・新規の計画に対して住民の意見を聞いていない
- ・行政が身近でない
- ・住民参加が行政のアリバイづくり的に行われている
- ・住民のニーズが把握されていない
- ・町民の意見が伝わらない
- ・行政にお任せである
- ・これまで行政主導できたので町民が無関心になった
- ・参加しやすい環境をつくるべき
- ・懇談会が陳情、要望の場になっている
- ・言いたいことを言える場があるといい
- ・パブリックコメントは必要

- ・女性だけの懇談会を開催すべき
- ・今は決まったことの周知であり、行政と町民が一緒に組み立てることが必要
- ・職員が集会等に出向き説明する仕組みがあるといい
- ・テーマを決めて懇談会を開催するといいいのでは
- ・参加した結果がどうなったのか分からない。そのことが無関心につながる
- ・参加しやすい時間帯を考慮する必要がある
- ・住民参加とは何を指すものか。出席することだけが参加ではない。
- ・反対意見も参加のひとつ
- ・どこまで住民に意見を聞き、聞いた意見は議会、町長はどこまで重視するのか
- ・参加しても意見が出ない
- ・叩き台がないと意見が言えない
- ・住民の生の声を聞くとプラスになる
- ・子供も一緒にまちづくりができるまち
- ・各層（若者、女性、高齢者）ごとの意見交換の場があってもいい

審議会等に関する意見

- ・同じ人が何年もやっている
- ・同じ人が選ばれるのには理由がある。リーダー的な人物、代表者としての意見を言えるなど
- ・色々な人を選出することにより幅広い意見を聞くことができる
- ・公募制を利用すべき
- ・女性を半数にしてはどうか
- ・会議と会議録の公開ができないのか
- ・各種委員会の権限を強化し行政は単に計画と実施だけにしてはどうか
- ・審議会の活用方法の検討が必要
- ・行政の言い逃れのために審議会はあるのか

協働に関する意見

- ・住民と職員の意思疎通が図られていない
- ・近所同士の相互協力が足りない
- ・町民と行政の役割分担が分からない
- ・金のかからない地域づくりが必要
- ・行政と住民が接する機会が少ない
- ・みんなで話し合いをすることが大事
- ・子供から年寄りまでそれぞれ役割がある
- ・役割があると頑張れる
- ・役割という言葉は硬い。小学生でも分かる表現にすべき

コミュニティに関する意見

- ・ 公区機能の充実が必要
- ・ 公区の意味は何か
- ・ 公区と接する機会がない
- ・ 公区単位で意見を取りまとめることが大事
- ・ 公区要望は、公区全体の意見ではなく役員の意見である
- ・ 公区役員も輪番制にすべき
- ・ 公区活動の取り組みを紹介してほしい
- ・ 地域自治を高める必要性

評価に関する意見

- ・ 政策がどのように決まっているのか分からない
- ・ 町民が行政サービスに満足しているのか（望んでいるものか）
- ・ 行政の仕事はコスト意識が欠けている
- ・ 仕事の量や質がバラバラ
- ・ 施策を決める基準があいまい
- ・ 事業の優先順位が明確でない
- ・ 役場でやる仕事なのか疑問なものがある
- ・ 新規事業の導入の必要性を検証していない
- ・ 行政が補助金を出さなければ活動できないという形は改めるべき
- ・ 事務事業に対するアンケートを ×で行ってはどうか

各種計画に関する意見

- ・ 総合計画、財政計画、公区の計画等の連携と住民参加を図る
- ・ ハード面先行でソフト面が機能していない
- ・ 施設整備計画の段階で竣工後の維持管理費を考えていない
- ・ 要望のないものはしない
- ・ 計画段階で町民意見を聞くことが必要
- ・ 幅広い層の意見を聞かないと計画を作れないというくらいのものでないと

役場の組織・機構・体制に関する意見

- ・ グループ制が機能していない部署がある
- ・ 総合的な相談窓口の充実（どこに相談すればいいのか分からない）
- ・ 業務内容の透明化（どんな仕事をしているか分からない）
- ・ 総合窓口の充実
- ・ 広聴機能が弱い（住民の声を聞く機会が少ない）
- ・ 住民の声を検討できる環境がない
- ・ 業務量が多く見切り発車な感がある

- ・問題とされていることが共有されていない
- ・課長会議が機能していない
- ・他の課との連携がとれていない
- ・庁舎内の合意が図られていない
- ・グループリーダーがグループ内の業務を把握していない
- ・本音での議論を行政側が避ける
- ・役場のロビーに案内人がいるといい
- ・地域担当職員制度に期待している
- ・横の連携が必要。担当だけでは議論が広がりを持たず危険
- ・職員数や給与を削減すべき
- ・行政の努力する姿があつてこそ、町民も協力する気持ちが湧く
- ・行政と町民の間に壁を感じる

住民の役割に関する意見

- ・個人的な要望が多く地域としてのニーズが分からない
- ・町民の意識改革が必要
- ・困った時にしか行政を意識しない。普段から意識するためにはどうすべきか
- ・何をすればいいのかわからない
- ・各種団体も自己資金を確保するための収益活動が必要
- ・発言に責任を持つ
- ・議員を応援すること、監視することが町民の役割
- ・責任を持って子供を育てる
- ・個人や地域でやるべきことが行政で行われている

議会に関する意見

- ・議員の意識改革が必要
- ・行事の参加が少ない
- ・議会の活動が分からない
- ・日中は傍聴にいけない
- ・議員との懇談をしたい
- ・役場のロビーや公民館のホールに中継できないのか
- ・議決後の議会の説明責任を盛り込むべき
- ・報酬は減らしても人数は確保すべき
- ・定数、報酬とも削減すべき

首長に関する意見

- ・町長の考えが職員に伝わっているのか

職員に関する意見

- ・意識改革が必要
- ・前例踏襲によらない行政運営
- ・職員間で問題意識に大きな差がある
- ・職員間の情報共有が不足している
- ・待遇に差がある
- ・学習不足
- ・十分な議論が行われない
- ・日常的な問題提起の場がない
- ・住民の立場で仕事をしていない
- ・危機感が足りない
- ・もっと外に出るべき
- ・電話で名前を名乗らない

自治体間連携に関する意見

- ・国、道との協力関係
- ・近隣市町村との連携の必要性

自治基本条例策定検討町民会議グループ編成

第1グループ	備考	第2グループ	備考	第3グループ	備考
古 屋 寛 子	町民会議	川 島 里 美	町民会議	押 田 志 穂	町民会議
三津橋 英 実	町民会議	小日向 昭	町民会議	濱 下 伸一郎	町民会議
今 井 宏	町民会議	小 倉 龍 生	町民会議	西 村 和 樹	町民会議
我孫子 洋 昌	町民会議	武 田 浩 喜	職員P	市 田 尚 之	職員P
堀 北 忠 克	職員P	高 橋 祐 二	職員P	栗 原 一 清	職員P
斉 藤 靖 典	職員P	今 井 真 司	職員P	大 野 尚 美	職員P
長 岡 哲 郎	事務局	田 村 泰 司	事務局	高 橋 裕 明	事務局
羽 場 剛 健	事務局	蓑 島 豪	事務局	木 原 利 幸	事務局

自治基本条例検討素案

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町政運営の基本理念及び基本的な原則を定めるとともに、町民の権利と役割並びに町議会、町長及び執行機関の役割と責務を明確にすることにより、協働によるまちづくりを推進し、下川町の自治の確立を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとします。

- (1)
- (2)
- (3)

(基本理念)

第3条 町は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる基本理念に基づいて、町政運営の仕組みを整備しなければなりません。

- (1) 情報共有
- (2) 町民参加と協働
- (3) 行政活動の原則
- (4) 行政組織
- (5) 議会
- (6) 責務・役割
- (7) 多様な主体との協力

(条例の位置付け)

第4条 この条例は、町の最高規範であり、町はこの条例に従い町政運営を行うとともに、条例、規則等の制定改廃をしなければならない。